

第4期板倉町耐震改修促進計画

令和8年4月
群馬県 板倉町

目 次

第1章 背景

- 1 大震災等からの教訓1
- 2 耐震改修促進法の改正3
- 3 計画策定の背景3

第2章 計画概要

- 1 目的と基本方針4
- 2 計画の位置付け4
- 3 計画期間4
- 4 対象建築物5

第3章 地震環境

- 1 過去の地震被害7
- 2 群馬県内の活断層8
- 3 群馬県内の地震動の予測10
- 4 想定される地震の規模・被害11

第4章 耐震化の状況

- 1 住宅の耐震化率12
- 2 多数の者が利用する建築物の耐震化率 13

第5章 耐震化目標の設定

- 1 目標設定の考え方14
- 2 住宅の耐震化目標14
- 3 多数の者が利用する建築物の耐震化目標14

第6章 建築物の耐震化を促進するための施策

- 1 耐震化の促進に係る考え方15
- 2 耐震化を促進するための施策15
- 3 町有建築物の耐震化の推進18
- 4 避難路の指定及び沿道建築物の耐震化 18
- 5 耐震改修促進法に基づく指導等 22
- 6 その他の安全確保対策に関する取り組み 22

第7章 建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための体制づくり

- 1 連携・役割分担24

第1章 背景

1 大震災等からの教訓

(1) 阪神・淡路大震災(平成7年1月)及び東日本大震災(平成23年3月)

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、25万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等(全壊・半壊)、甚大な被害をもたらしました。平成7年の警察白書によると、死者5,502人の約9割は、住宅・建築物の倒壊等が原因であり、昭和56年6月に新しい耐震基準が施行される前に着工された、新耐震基準に適合しないと考えられる耐震性が不十分な建築物に多くの被害が生じました。

また、平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の報告書では、昭和56年6月の建築基準法の改正によって強化された新耐震基準に基づいた建築物は、倒壊に至るような大きな被害が少なかったとしており、この傾向は平成16年の新潟県中越地震においても顕著でした。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が2万人※1を超え、全壊した住宅は12万4千戸※1、半壊した住宅が27万5千戸※1でしたが、新耐震基準により建設・補強された建築物の地震の揺れによる被害は限定的であり、死傷者や経済的な損害の大半は津波によるものでした※2。

こうしたことから、大規模地震による被害を減少させるためには、昭和56年6月に新耐震基準が導入される前(旧耐震基準)の耐震性が不十分な建築物について、耐震性の向上を図ることが重要です。

※1 消防庁災害対策本部、平成27年第152報

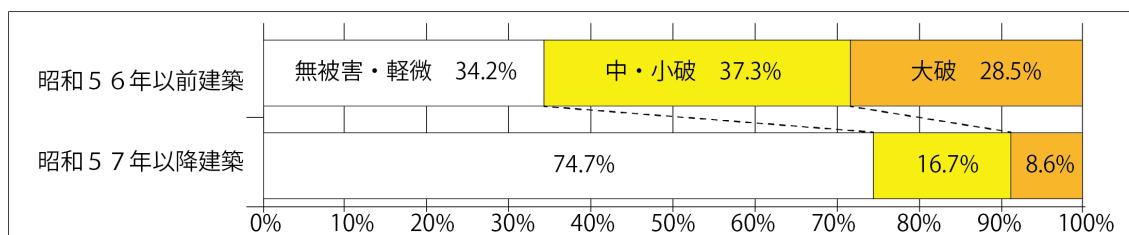
※2 東日本大震災記録集(平成25年3月 消防庁)

阪神・淡路大震災による直接的な死亡原因

地震による直接的な死亡原因	死者数(人)	割合(%)
家屋・家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831	87.8
焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの	550	10.0
その他	121	2.2
合計	5,502	100.0

資料:「平成7年版警察白書」による。平成7年4月24日現在

阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況



資料:平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告書(建設省)による

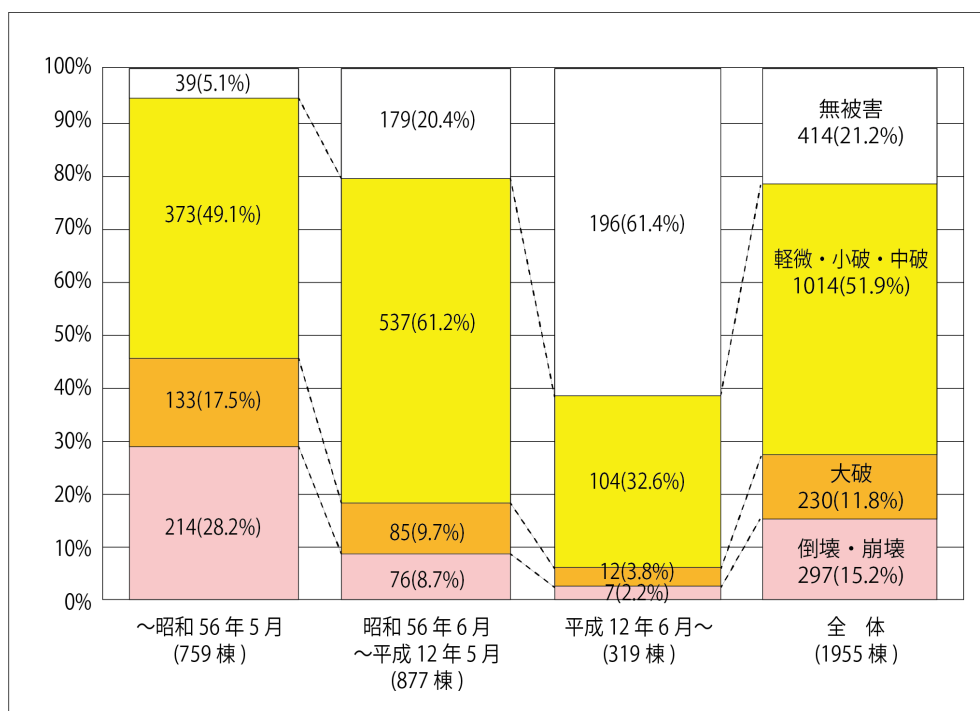
(2)熊本地震(平成28年4月)

熊本県熊本地方において、平成28年4月14日及び16日の2回、最大震度7を記録する地震が発生し、熊本県を中心に数多くの建築物が倒壊しました。

一般社団法人日本建築学会(以下「学会」という。)が、熊本県上益城郡益城町中心部において実施した悉皆調査(以下「学会悉皆調査」という。)によれば、昭和56年6月の新耐震基準導入以降に比べ旧耐震基準の木造住宅の被害率が顕著に大きかったとしています。

「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書(平成28年9月)」では、「必要壁量が強化された新耐震基準は、旧耐震基準と比較して、熊本地震に対する倒壊・崩壊の防止に有効であったと認められ、旧耐震基準の木造建築物については、耐震化の一層の促進を図ることが必要である。」としており、これまでの地震被害からの教訓と同様に、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、早急に耐震性の向上を図る必要が再確認されました。

学会悉皆調査結果による木造の建築時期別の被害状況



資料:熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書(平成28年9月)による

※ 平成12年6月に柱とはり等との接合部の仕様等が明確化されました。

(3)大阪府北部地震(平成30年6月)

大阪府北部において、平成30年6月18日、マグニチュード6.1の地震が発生し最大震度6弱を観測しました。地震による死者は6名で、うち2名がブロック塀の倒壊によるものでした。

ブロック塀の倒壊による事故を受けて、文部科学省は、教育委員会等に対して学校におけるブロック塀等の安全点検等について取り組みを促し、また国土交通省は、「ブロック塀等の点検のチェックポイント」を公表し、地方公共団体に対して塀の所有者等へ注意喚起を行うよう依頼しました。

ブロック塀等が倒壊すると、死傷事故が発生することや、道路通行の障害となり周辺住民の避難や救護活動に支障を来すことから、倒壊の恐れがあるブロック塀等の安全確保対策が求められています。

(4)能登半島地震(令和6年1月)

能登半島地震は、最大震度7を観測するなど能登半島を中心に強い揺れを観測するとともに、数多くの建築物に倒壊などの被害をもたらしました。建築物の被害状況としては、熊本地震と同様に、旧耐震基準の建築物で被害が大きく、2000年以前の耐震基準の木造建築物においても被害が見られました。

また、旧耐震基準で耐震改修済みの木造住宅は、耐震改修を行っていないものと比べ被害が小さかったことから、耐震改修の有効性が実証されました。

さらに、住宅の被害が大きかった地域は、住宅の耐震化率が全国値と比べて低く、耐震化が進んでいないことが被害の拡大につながったと考えられます。

2 耐震改修促進法の改正

本計画の策定の根拠法である「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)」は、平成7年10月に公布され、平成18年の改正によって、国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めることとなりました。また、都道府県は基本方針に基づき耐震改修促進計画の策定が義務付けられ、さらに市町村は都道府県耐震改修促進計画に基づき耐震改修促進計画の策定に努めることとされました。

その後、平成27年時点の住宅・建築物の耐震化率を90%とする政府の目標に対する耐震化の進捗の遅れ、また南海トラフの巨大地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、建築物の耐震化を強力に促進し地震時の人的・経済的被害を軽減するため、平成25年11月に耐震改修促進法が改正、施行されました。これにより、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や学校、保育所等の避難弱者が利用する建築物等のうち大規模な建築物に対して、平成27年12月までに耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を行うことが義務付けられました。また、防災拠点建築物や避難路沿道建築物について、都道府県や市町村が耐震診断の義務付けを行うことができるようになりました。併せて、耐震性に係る表示制度の創設や、認定された耐震改修について容積率や建ぺい率の特例等の促進策が講じられました。

さらに、平成31年1月施行の同法施行令が改正され、耐震診断が義務付けられる避難路沿道建築物にブロック塀等が追加されました。

3 計画策定の背景

令和3年4月に策定した「第3期板倉町耐震改修促進計画」では、国の基本方針や群馬県耐震改修促進計画(2021-2025)の耐震化率の目標を基に、令和7年度末までに住宅の耐震化率を95%にすることを目標に掲げ、木造住宅耐震部分改修や、耐震シェルター設置に対する補助制度を創設するなど、耐震化の促進に取り組んできましたが、目標の達成には至りませんでした。南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘され、近年も全国各地で大規模な地震が頻発している状況であることから、「群馬県耐震改修促進計画(2026-2030)」(以下、県耐震改修促進計画)の令和8年4月策定にあわせて、これまでよりも強力に耐震化を促進するため従前の計画を見直すものです。

第2章 計画概要

1 目的と基本方針

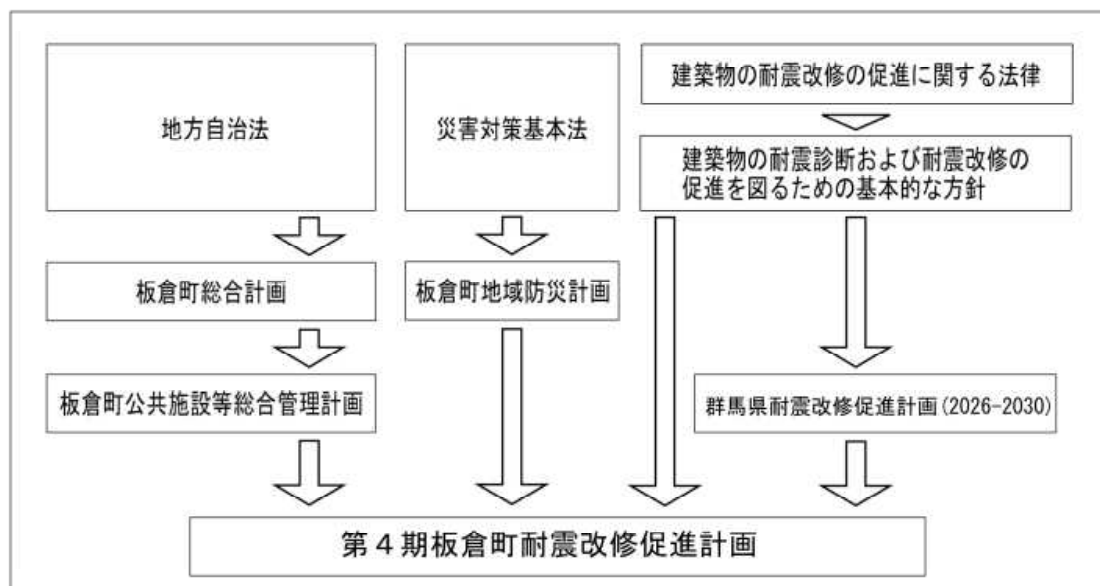
本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命と財産を守ることを目的とし、県の耐震化率の目標や、町内で想定される地震の規模や被害及び耐震化の現状等を踏まえ、具体的な目標と対策を定めて取り組むものです。

住宅及び建築物の所有者等の自主的な取り組みを支援するため、所有者、関係機関、建築士・施工者や行政区等と連携して、所有者等にとって地震対策に取り組みやすい環境整備や情報発信を図ります。

2 計画の位置付け

本計画は、「板倉町総合計画」、「板倉町地域防災計画」等を上位計画とし、県耐震改修促進計画との整合を図ります。

本計画の位置づけ



3 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や事業進捗状況等を勘案し、定期的に計画内容を検証し、必要に応じ適宜、目標や計画内容を見直すこととします。

4 対象建築物

耐震改修促進法(以下「法」という。)では、全ての既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)について、耐震化の努力義務が課せられるとともに、一部の建築物には耐震診断が義務付けられます。

本計画では、全ての既存耐震不適格建築物の耐震化を促進することとします。その中でも、町民の生命と財産を守り地域防災対策のため、とりわけ次表に掲げる住宅及び建築物について積極的に耐震化を促進します。

本計画で積極的に耐震化を促進する対象建築物

種 類		内 容
住 宅		戸建住宅及び共同住宅(長屋住宅含む)の耐震化促進。(P15)
A 特定既存耐震不適格建築物※1 (法第14条)		次に示す一定の規模以上の建築物の耐震化促進。 ①多数の者が利用する建築物(同条第1号)(P15) ②政令で定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(同条第2号) ③地震発生時に通行を確保すべき道路(以下「避難路」という。)沿道の建築物(同条第3号)(通行障害既存耐震不適格建築物※2)
B 耐震診断義務付け対象建築物※3		公共公益性が高く倒壊時に大きな被害が想定されること等から、次に示す建築物について特に積極的に耐震化促進。
a 要緊急安全確認大規模建築物 (法附則第3条)		・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの ・政令で定める数量以上の危険物を取り扱う貯蔵又は処理する建築物のうち大規模なもの
b 要安全確認計画記載建築物 (法第7条)	b-1避難路沿道建築物	・重要な避難路※4の沿道建築物
	b-2防災拠点	・県が指定する庁舎や避難所等の防災拠点建築物
町有建築物		災害時の活動拠点となることや多くの町民が集まること等から、特に積極的に耐震化促進。(P19)

※1 特定既存耐震不適格建築物:次ページの一覧表に定められた用途別の規模等要件以上で、かつ、耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物。耐震化の努力義務が課されます。

※2 通行障害既存耐震不適格建築物:地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるもので、前面道路の幅員に対し一定の高さ以上の建築物のうち既存耐震不適格建築物。

※3 耐震診断義務付け対象建築物:次ページの一覧表に定められた用途別の規模等要件以上で、かつ、耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物であって、昭和56年5月31日以前に建築に着手したもの。耐震診断の義務が課されます。本町管内における耐震診断義務付け対象建築物である板倉中学校の耐震補強は完了しています。

※4 重要な避難路:本町管内における県が指定する重要な避難路は国道354号です。町は指定していません。

特定既存耐震不適格建築物及び耐震診断義務付け対象建築物の要件一覧表

用途		A 特定既存耐震不適格建築物の要件		B 耐震診断義務付け対象建築物の要件 (法附則第3条、法第7条)		
		(法第14条)	(法第15条) 指示対象となる→P21			
① 多数の者が利用する建築物	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	階数 2 以上かつ 1,500㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	階数 2 以上かつ 3,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	a 要 緊 急 安 全 確 認 大 規 模 建 築 物
		上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000㎡以上			
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 1,000㎡以上	階数 1 以上かつ 2,000㎡以上	階数 1 以上かつ 5,000㎡以上		
	ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000㎡以上		
	病院、診療所					
	劇場、観覧場、映画館、演芸場					
	集会場、公会堂					
	展示場					
	卸売市場					
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数 3 以上かつ 2,000㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000㎡以上		
	ホテル、旅館					
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿					
	事務所					
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000㎡以上	階数 2 以上かつ 2,000㎡以上	階数 2 以上かつ 5,000㎡以上		
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの					
	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500㎡以上	階数 2 以上かつ 750㎡以上	階数 2 以上かつ 1,500㎡以上		
	博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000㎡以上		
	遊技場					
	公衆浴場					
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの					
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗						
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)						
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数 3 以上かつ 2,000㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000㎡以上			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設						
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物						
②政令で定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物	階数 1 以上かつ 500㎡以上	階数 1 以上かつ 5,000㎡以上かつ敷地境界線から一定距離以内に 存する建築物			
③地震発生時に通行を確保すべき道路(避難路)沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物(建物に附属するブロック塀等を含む) →P18	左に同じ	b-1耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物(建物に附属するブロック塀等を含む)	b 要 安 全 確 認 計 画 記 載 建 築 物		
防災拠点である建築物			b-2大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、耐震改修促進計画で指定する建築物			

第3章 地震環境

1 過去の地震被害

群馬県は過去に多くの地震被害を経験しています。

県内で発生した地震被害で最も大きいものが、昭和6年に発生した「西埼玉地震」で、死者5名、負傷者55名を数えるほか、八高線鉄橋が破壊されるほどの被害が発生しています。また、新潟県中越地震(平成16年10月)では、県内でも度重なる余震を観測し、家屋1,055戸が一部破損しています。平成23年3月11日に発生した、東北地方太平洋沖地震により、住宅の一部破損が17,246棟にも及びました。

過去の地震被害

発生年月日	地震名(震源)	規模(M)	震度:観測地	群馬県内の主な被害
1916.2.22 (大正5年)	…※1 (浅間山麓)	6.2	3:前橋市昭和町	家屋全壊7戸、半壊3戸 家屋一部破損109戸
1923.9. 1 (大正12年)	関東地震 (神奈川県西部)	7.9	4:前橋市昭和町	負傷者9人 家屋全壊49戸、半壊8戸
1931.9.21 (昭和6年)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6.9	5:前橋市昭和町	死者5人、負傷者55人 家屋全壊166戸 家屋半壊1,769戸
1964.6.16 (昭和39年)	新潟地震※2 (新潟県下越沖)	7.5	4:須田貝通報所 前橋市昭和町	負傷者1人
1996.12.21 (平成8年)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5.6	5弱:板倉町板倉 4:沼田市西倉内町・片品村東小川・ 桐生市織姫町	家屋一部破損64戸
2004.10.23 (平成16年)	平成16年(2004年) 新潟県中越地震※2 (新潟県中越地方)	6.8	5弱:片品村東小川・高崎市高松町・ 渋川市北橋町	負傷者6人 家屋一部破損1,055戸
2011.3.11 (平成23年)	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震 ※2 (三陸沖)	9.0	6弱:桐生市元宿町 5弱:沼田市白沢町・前橋市富士見 町・高崎市高松町・桐生市新里町・ 太田市西本町・渋川市赤城町・板倉 町板倉・明和町新里・千代田町赤岩 ・大泉町日の出・邑楽町中野	死者1名、負傷者41名 住家半壊7棟 住家一部破損17,246棟
2014.9.16 (平成26年)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5.6	5弱:前橋市粕川町・伊勢崎市西久 保町・太田市西本町・千代田町赤岩 ・大泉町日の出・邑楽町中野 ・みどり市大間々町	負傷者5人 住家一部破損689棟
2018.6.17 (平成30年)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4.6	5弱:渋川市 4:沼田市西倉内町・東吾妻町本宿・ 前橋市昭和町・前橋市堀越町・前橋 市粕川町・前橋市富士見町・桐生市 黒保根町、桐生市新里町、伊勢崎 市西久保町・渋川市石原・渋川市北 橋町・渋川市吹屋・吉岡町下野田	住宅一部破損4棟

資料:群馬県地域防災計画(震災対策編(第1部 総則 第4節))、板倉町地域防災計画震災対策編による

※1 1916年(大正5年)の浅間山麓を震源とする地震は、浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっています。

※2 気象庁が命名した地震。

2 群馬県内の活断層

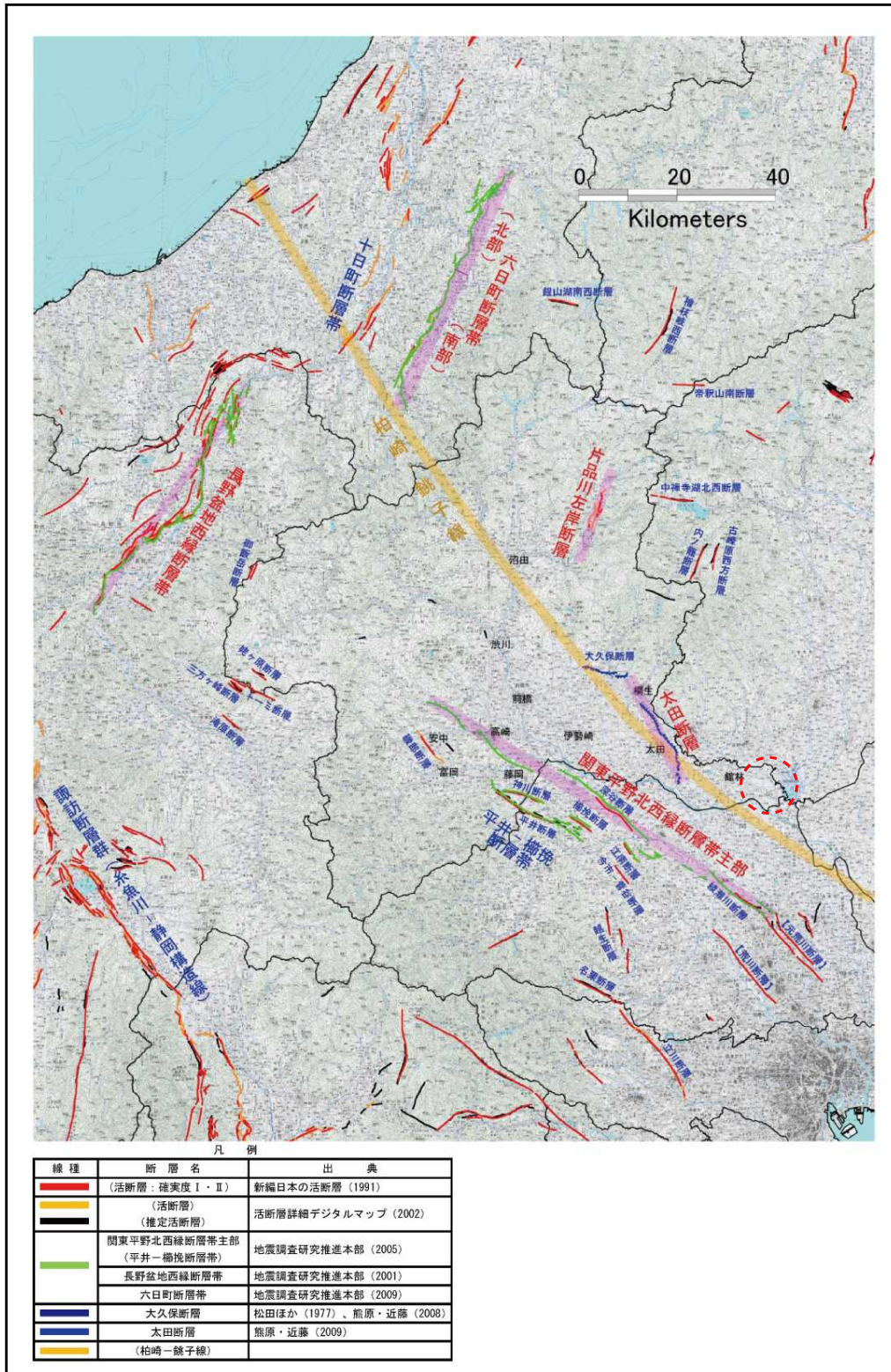
地震には、活断層の活動による「内陸直下型地震(阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など)」と、プレート(岩盤)とプレートがぶつかり合うことにより発生する「プレート境界型地震(関東大震災や十勝沖地震など)」があります。

群馬県内には、フォッサマグナの東縁の可能性があるとされる「柏崎－銚子構造線※¹」が県土を南北に貫いています。新潟県中越地震は、その震源地(長岡市や小千谷市など)が「柏崎－銚子構造線」沿線に点在していたため、大きな余震が数多く発生したと考えられています。

また、県内では、北西部の県境付近には活火山周辺に短い活断層が、県北東部の片品川流域には片品川左岸断層が、それぞれ分布しています。一方、県南部には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層が認められます。深谷断層の南西側には、深谷断層と平行する平井-櫛挽断層帯の各断層や磯部断層が断続的に分布しており、平井-櫛挽断層帯のうち、神川断層、平井断層が発達しています。文部科学省地震調査研究推進本部(2005)は、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井-櫛挽断層帯が一連のものとして関東平野北西縁断層帯と定義しています。なお、その後に行われた調査及び研究成果により新たな知見が得られたため、関東平野北西縁断層帯は深谷断層帯・綾瀬川断層に二分され、それぞれ評価されています。その他、県内の活断層としては、みどり市大間々周辺の大久保断層や太田市東部から桐生市南部に延びる太田断層が挙げられます。

※1 構造線:地殻変動により生じた大規模な断層帯のこと、一本の大断層ではなく、時期や規模によらず数多くの断層の集合体から成る場合が多い。これを境に両側は著しく異なる地質構造が形成されます。特に、新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田を通り千葉県銚子付近へ抜ける構造線を、柏崎-銚子構造線と言います。

群馬県内の構造線や活断層の分布



資料：群馬県地震被害想定調査※1(平成24年6月 群馬県)

※1 群馬県地震被害想定調査：群馬県に大きな影響を及ぼす可能性の高い地震に対して、自然条件や社会条件の下で、科学的知見に基づき地震による被害を想定し、想定される被害を可能な限り減少させるために実施する県の地震防災対策を充実させるとともに、市町村が実施する防災対策や、県民が自助・共助による地域防災力を向上させていくための検討を行う際の基礎資料とすることを目的として、平成23～24年度にかけて実施した調査。

3 群馬県内の地震動の予測

地震調査研究推進本部※1地震調査委員会は、東日本大震災の発生を受けて指摘された確率論的地震動予測地図の諸課題のうち、特に大規模・低頻度の地震を考慮するための検討等に重点的に取り組み、新たに公表される長期評価に基づいた全国地震予測地図を更新、公表しています(本計画策定時の最新版は「全国地震動予測地図地図編2020年版」。)

その全国地震予測地図によると、県内において、今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が、県南東部の一部に26%以上、県西部の一部や県中央部から県南東部に6~26%や3~6%の範囲が広がり、その他の地域も0.1~3%の範囲が広がっています。

※1 地震調査研究推進本部:平成7年の阪神・淡路大震災の経験を活かし、地震に関する調査研究の成果を社会に伝え、政府として一元的に推進するために作られた組織。地震防災対策の強化、特に地震による被害の軽減に資する地震調査研究の推進を基本目標に調査・研究を進めています。

全国地震動予測地図2020年版より

4 想定される地震の規模・被害

群馬県地震被害想定調査では、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性のある3つの地震を想定し、季節、時刻及び風速を3ケース設定して被害予測を行ったところ、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」の「冬の5時(風速9m/秒)」で最も大きな人的被害(死者及び負傷者数)が想定されました。関東平野北西縁断層帯主部による地震における人的被害については、3,000人を超える死者の発生、物的被害については、19万棟を越す建物の損壊、最大で54万人を越す避難者の発生が想定されています。

群馬県の想定地震ごとの被害想定

項目		想定地震 (想定規模)	関東平野 北西縁断層帯 主部による地震 (M8.1)	太田断層 による地震 (M7.1)	片品川左岸断層 による地震 (M7.0)
人的 被害	死者 (冬5時)		3,133人 (0.16%)	1,133人 (0.06%)	23人 (0.00%)
	負傷者 (冬5時)		17,743人 (0.88%)	7,874人 (0.39%)	85人 (0.00%)
	避難者		543,589人 (27.07%)	244,864人 (12.19%)	766人 (0.04%)
物的 被害	建物(全壊・半壊) (冬5時)		192,361棟 (16.78%)	75,048棟 (6.55%)	1,715棟 (0.15%)
	出火件数 (冬18時)		197件	82件	1件
	焼失棟数 (冬18時)		12,968棟 (1.13%)	4,146棟 (0.36%)	0棟 (0.00%)

資料：群馬県地震被害想定調査(平成24年6月 群馬県)

- ・%数値は、下記に対する割合
 - ・人口総数：2,008,068人(平成22年国勢調査による群馬県の夜間人口)
 - ・建物総数：1,146,471棟(平成23年10月、固定資産税課税台帳)
- ・避難者は、最大となる地震発生1日後の人数

この想定地震によって想定される本町の人的被害及び物的被害は次のとおりです。

板倉町の想定地震ごとの被害想定

項目		想定地震 (想定規模)	関東平野 北西縁断層帯 主部による地震 (M8.1)	太田断層 による地震 (M7.1)	片品川左岸断層 による地震 (M7.0)
人的 被害	死者 (冬5時)		0.8人 (0.01%)	0.0人 (0.00%)	0.0人 (0.00%)
	負傷者 (冬5時)		26.5人 (0.17%)	1.1人 (0.01%)	0.0人 (0.00%)
	全避難者		5,018.2人 (31.95%)	412.0人 (2.62%)	4.1人 (0.03%)
物的 被害	建物(全壊・半壊) (冬5時)		539.0棟 (3.90%)	70.1棟 (0.51%)	5.5棟 (0.04%)
	出火件数 (冬18時)		0.2件	0.0件	0.0件
	焼失棟数 (冬18時)		0棟	0棟	0棟

資料：群馬県地震被害想定調査(平成24年6月 群馬県)

- ・%数値は、下記に対する割合
 - ・人口総数：15,706人
 - ・建物総数：13,821棟
- ・1未満の数値については、人的被害・避難・物的被害が生じる可能性があることを表しています。
- ※ これらの被害は、想定地震に対して、最大限の被害を想定したものであり、同規模の地震が発生することにより必ずこれらの被害が発生することを示すものではありません。

第4章 耐震化の状況

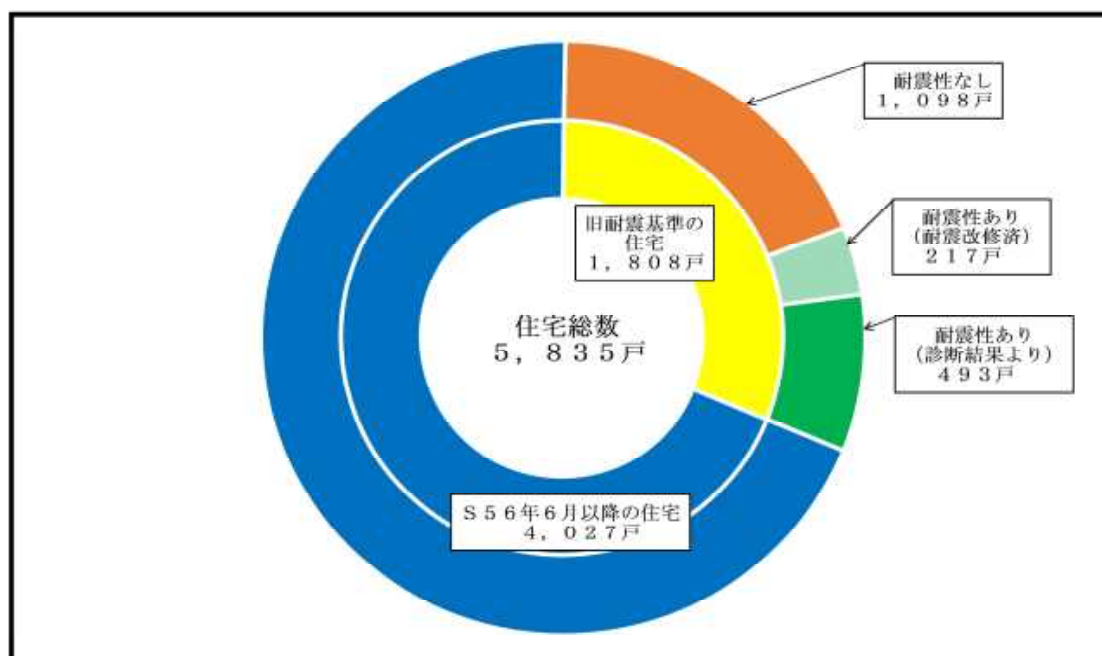
1 住宅の耐震化率

本町の令和6年度末時点の空き家を除いた住宅の耐震化率は約81.2%※1と推計されます。

空き家を除いた住宅の総戸数が5,835戸であるのに対し、昭和56年5月31日以前※2に着工された旧耐震基準の住宅でありかつ耐震性に不安がある住宅は1,098戸で、総戸数の約18.8%と推計されます。

旧耐震基準の住宅のうち、耐震改修済み住宅が217戸、耐震性ありと診断される住宅が493戸で、昭和56年6月以降の住宅4,020戸と合わせると、耐震性があると判断される住宅は、4,737戸であり、総戸数の約81.2%と推計されます。

住宅の耐震化率の状況(令和6年度末時点の推計値)



(単位:戸)

住宅総戸数	5,835
昭和56年6月以降の住宅(耐震性あり)	4,027
旧耐震基準の住宅	1,808
耐震性あり(耐震改修済み)	217
耐震性あり(診断結果より)	493
耐震性なし※3	1,098
耐震化戸数	4,737
耐震化率	81.2%

※1 令和7年1月1日時点での固定資産税台帳における件数、および令和5年住宅・土地統計調査より推計しました。

※2 昭和56年6月に新しい耐震基準が施行されており、阪神淡路大震災では、この年代区分で建物被害に大きな差が出ています。

※3 耐震性なし:本章及び次章において、耐震診断により耐震性がないと確認されたものと、耐震診断を実施しておらず耐震性が確認されていないものを含めて「耐震性なし」としています。

2 多数の者が利用する建築物の耐震化率

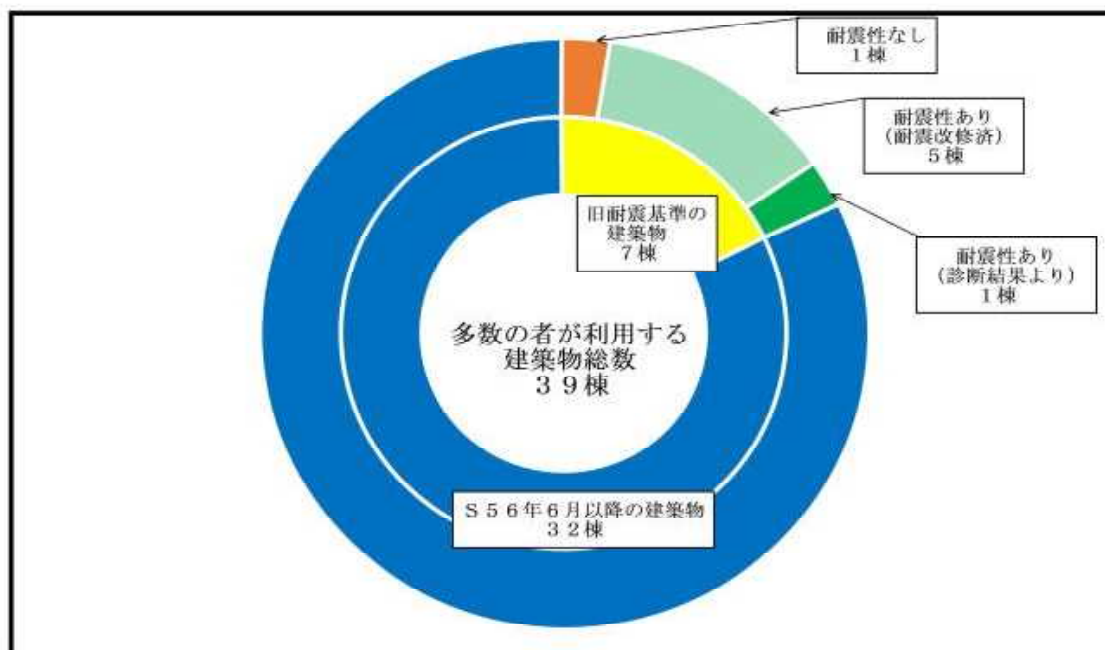
令和7年度に群馬県と町が実施した調査結果では、本町の令和6年度末時点の多数の者が利用する建築物の耐震化率は約97.4%となっています。

多数の者が利用する建築物の総棟数が39棟であるのに対し、昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準の建築物でありかつ耐震性に不安がある建築物は1棟で、総棟数の2.6%となっています。

旧耐震基準の建築物のうち、耐震改修済みのものが5棟、耐震性ありと診断されるものが1棟となっており、昭和56年6月以降の建築物26棟と合わせると、耐震性があると判断される多数の者が利用する建築物は38棟であり、総棟数の約97.4%となっています。38棟の内訳は、町有建築物が12棟で民間建築物が26棟となっています。

平成30年度に役場庁舎の建て替えが完了し、町有建築物全12棟に耐震性に不安がある建築物はなくなりましたが、一方で民間建築物の耐震化は平成26年度末時点から進んでいません。

多数の者が利用する建築物の耐震化率の状況(令和6年度末時点)



(単位:棟)

	合計	町有	民間
多数の者が利用する建築物総数	39	12	27
昭和56年6月以降の建築物(耐震性あり)	32	7	25
旧耐震基準の建築物	7	5	2
耐震性あり(耐震改修済み)	5	4	1
耐震性あり(診断結果より)	1	1	0
耐震性なし	1	0	1
耐震化棟数	38	12	26
耐震化率	97.4%	100%	96.3%

第5章 耐震化目標の設定

1 目標設定の考え方

県耐震改修促進計画において住宅についての耐震化率の目標値を95%と定めていること、および現状の耐震化率及び自然更新による耐震化の見込みを踏まえて、本町においても令和12年度末までに住宅の耐震化率を95%にすることを目標とし、多数の者が利用する建築物の目標についても、県耐震改修促進計画と同様、引き続き耐震化を促進することとします。

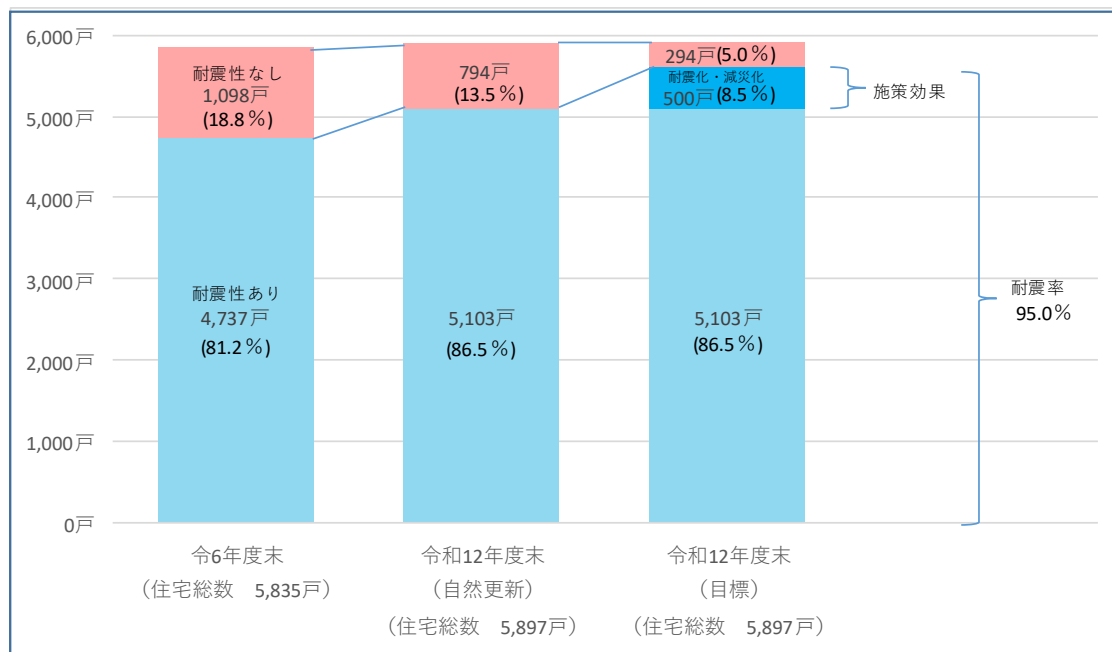
2 住宅の耐震化目標

令和6年度末時点では、空き家を除いた住宅の耐震化率は約81.2%と推計されます。

一方、令和12年度末時点では、空き家を除いた住宅の総戸数が5,897戸であるのに対し、住宅の除却や改修等による自然更新がこれまでのペースで進むと仮定して、耐震性があると判断される住宅が5,103戸で、自然更新による令和12年度末時点での住宅の耐震化率は、約86.5%と見込まれます。

住宅の耐震化率の目標値95%の達成に向けては、自然更新による耐震化に加えて、的確な施策の推進により令和12年度末までに500戸の住宅の耐震化及び減災化を図る必要があります。

住宅の耐震化の現状と令和12年度末の見込みと目標



3 多数の者が利用する建築物の耐震化目標

本町の令和6年度末時点の耐震化率は約97.4%です。なお、多数の者が利用する建築物のうち、町有建築物については耐震化率100%を達成しました。民間所有建物についても、引き続き引き続き耐震化を促進します。

第6章 建築物の耐震化を促進するための施策

1 耐震化の促進に係る考え方

(1)所有者等の自主的な取り組み

住宅及び建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅及び建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

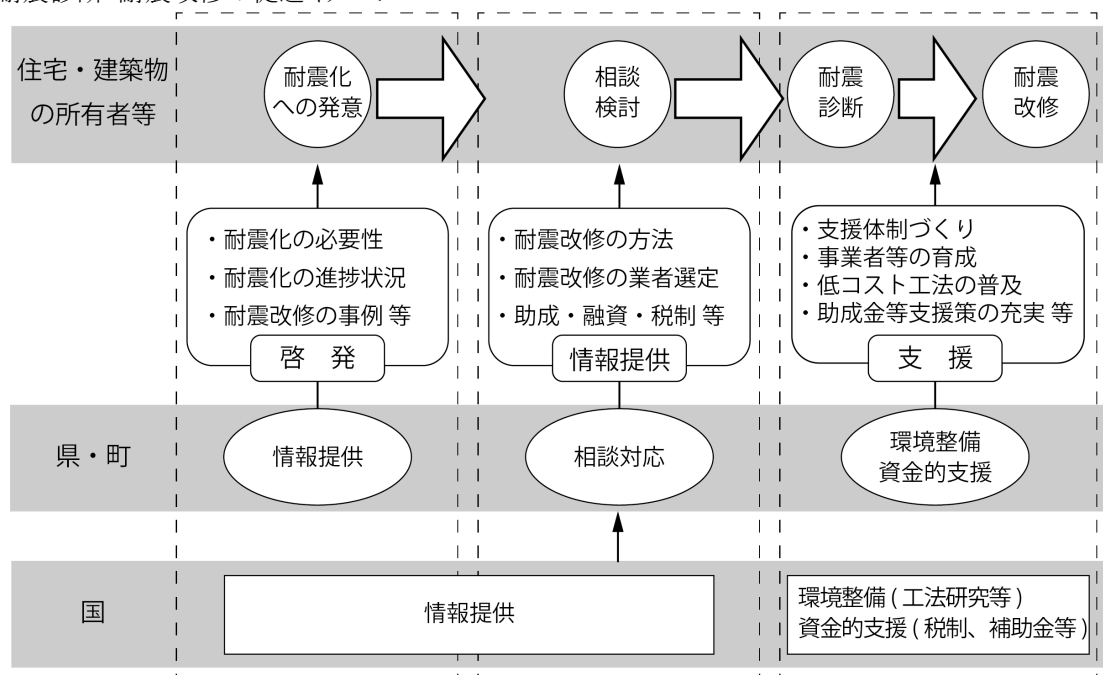
自らの生命や財産は、自らが守ることが大原則です。同時に、自分の住宅及び建築物が倒壊して周辺住民の避難や救護活動の障害となる等、地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。

所有者等は、このことを十分に認識して自助努力のもと耐震化に取り組むことが重要です。

(2)町の耐震化支援

町は、こうした住宅及び建築物の所有者等の取り組みを支援するという観点から、支援施策や啓発のための情報を所有者等へ確実に届けることや、耐震化費用の負担を軽減する施策などにより、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境整備等必要な取り組みについて、国、県、所有者、関係団体、建築士・施工者や行政区等と連携して総合的に進めていきます。

耐震診断・耐震改修の促進イメージ



2 耐震化を促進するための施策※

(1)板倉町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定

本計画に定めた目標の達成に向け、住宅の耐震化に係る取り組みを位置づける「板倉町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)」を策定し、住宅の耐震化を強力に推進します。

※本項での耐震関連施策は昭和56年5月31日以前着工の住宅を対象とします。

(2) 確実な普及啓発

ア 広く一般に対する普及啓発

所有者等が、耐震化の必要性や重要性を理解し自らの問題として認識するよう啓発するため、また住宅所有者が耐震改修の支援制度を利用しやすいようにするため、耐震改修の支援制度等について広報紙やホームページに掲載したりパンフレット等の回覧を通じて情報発信を行います。

特に、旧耐震基準の住宅の所有者等には高齢者が多いことから、所有者等の親族などを介してパンフレット等を配布する等、高齢者へ確実に情報が届くような普及啓発方法について検討します。

イ 所有者への直接的な普及啓発

耐震診断から補強設計や耐震改修につながるように、耐震診断により耐震性が不足していると診断された住宅の所有者へ、診断者や町職員が診断結果を説明すると共に補助制度を案内し相談を受けます。併せて、耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅の所有者に対し働きかけます。

また、住宅や建築物を利用しながらできる耐震改修の事例、改修後事例、耐震化の費用の目安、耐震改修に係る税の特例措置や融資制度等について、所有者の負担を軽減し耐震化へ向けた意欲向上につながる情報提供を行います。

さらに、建築士・施工者による経済活動を通じた所有者への耐震化の働きかけを促進します。

ウ 相談窓口の設置

県及び関係団体と連携し相談窓口を設置し、耐震診断・耐震改修に関する情報提供や一般的な相談から専門的な相談等の各種相談に応じるなど、住宅所有者が安心して耐震化に取り組むことができる環境を整備します。

周知内容の事例（平成25年法改正関連）

内容	概要
耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和(法第17条)	建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率・建ぺい率の特例措置が認められることとなり、耐震改修工法の拡大が図られました。
建築物の地震に対する安全性の表示制度(法第22条)	建築物の所有者は、所管行政庁から建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示することができるようになりました。
区分所有建築物の議決要件の緩和(3/4⇒1/2)(法第25条)	耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法(建物の区分所有等に関する法律第17条)に規定する共用部分の変更決議が、3/4以上から1/2超(過半数)に緩和されました。

(3)住宅の耐震改修の支援

ア 木造住宅耐震診断者派遣事業の実施

住宅の耐震化を促進するためには、住宅の所有者が自宅の耐震性について知ることが重要です。そこで、旧耐震基準により一戸建ての住宅又は併用住宅で2階建て以下の在来軸組工法によって建築された木造住宅について耐震診断を実施するため、町が耐震診断者を派遣します。

イ 木造住宅耐震改修補助事業の実施

住宅の耐震改修費について住宅の所有者の費用負担を軽減し耐震改修を実施しやすくするため、アクションプログラムを策定し県と連携して補助額の拡充を図り、耐震診断の結果、倒壊する可能性があるとして診断された木造住宅の耐震改修費※を補助します。※住宅全体の改修のほか、2階建て住宅の1階部分の改修も補助します。

ウ 建て替え、除却に対する補助の検討

耐震性の無い住宅の建て替えや除却に対する補助制度の創設を検討します。住宅の耐震化率は、更新(建て替えや除却)により大きく上昇します。

エ 耐震補強設計費補助の検討

木造住宅の耐震化に関して耐震改修工事費補助と切り離れた耐震補強設計費補助制度の創設を検討します。耐震補強設計費について切り離して補助をすることにより、耐震改修工事实施の決断前の所有者が、耐震補強設計に着手しやすくなります。耐震補強設計により図面ができることで、リフォームに併せた部分的な耐震改修を段階的に進めることができるようになります。

(4)耐震改修事業者の育成と情報公開

木造住宅の耐震改修に積極的に取り組む施工者を育成するため、県と連携して講習会を開催し、施工者の地震環境に関する知識や技術力(耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等)の向上を図ります。また、耐震改修を検討する住宅の所有者が、安心して頼める施工者を見つけやすいように、この講習会の修了者が勤務する耐震改修事業者のうち、所定のリフォーム制度又はリフォーム団体に加入している耐震改修事業者についてリスト化し、ホームページ等で公開します。

また、建築士・施工者へ、県の開催する耐震診断技術や低コスト耐震改修工法等に係る講習会について周知し参加を促します。

(5)リフォームに併せた耐震改修の促進

住まいの省エネ、バリアフリー化や防犯対策等のリフォーム工事や増改築と併せて耐震改修を実施することが、効果的であり費用面でもメリットがあります。そこで、住宅所有者がリフォーム補助を利用する際には、耐震診断士派遣事業やリフォーム工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報提供を行いリフォームに併せた耐震改修を促進します。

(6)住宅の減災化の促進

住宅の耐震化の目的は、主の中で生活する人の命や財産を地震による住宅の倒壊等の被害から守ることです。しかし、住宅の耐震改修費用が多額なこと等から、耐震診断を実施しても耐震改修工事の実施には進まない状況があります。そこで、住宅の倒壊から町民の命を守るために、住宅の中で最も滞在時間の長い居間や寝室など必要最低限の安全空間を確保することができ、比較的安価な工事費で実施可能な耐震シェルター設置に対して補助します。

(7)空き家の耐震化等

空き家が地震被害で倒壊することによって、隣地に被害をもたらしたり、家屋等のがれきが道路等を塞ぐことで周辺住民の避難や緊急車両の活動に支障を来し、地震被害を拡大させる恐れがあります。そのため、空き家の活用にあわせた耐震改修を促進し、一方で老朽化した空き家の管理や除却を促すなど、空き家対策と連携して地震被害の軽減を図り地域防災対策を促進します。

3 町有建築物の耐震化の推進

町有建築物については、平常時の利用者の安全確保だけでなく、地震発生後の災害対策など防災拠点施設としての機能を確保する観点からも、早急に耐震性を確保する必要があります。

町有建築物のうち特定既存耐震不適格建築物及び耐震診断義務付け対象建築物については耐震補強が完了しています。その他の既存耐震不適格建築物については、他の施設との集約化等による施設の除却も含めて板倉町公共施設等総合管理計画との整合を図り、計画的な耐震化など適切な管理を推進します。

4 避難路の指定及び沿道建築物の耐震化

(1)緊急輸送道路の位置付け

群馬県では、群馬県地域防災計画において、大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うための緊急輸送道路(以下「群馬県緊急輸送道路」という。)を位置付けています。板倉町では、板倉町地域防災計画において、これら群馬県緊急輸送道路及び群馬県緊急輸送道路から主要避難場所や防災拠点を結ぶ路線を緊急輸送道路(以下「板倉町緊急輸送道路」という。)として位置付けています。

これら緊急輸送道路は、地震発生時に通行を確保すべき道路であり、震災時に建築物の倒壊によって住民の避難や緊急車両の通行の妨げにならないよう、沿道建築物の耐震診断や耐震改修を促進する必要があります。

(2)群馬県指定の避難路

本町管内では、第1次群馬県緊急輸送道路に指定されている国道354号線が、県耐震改修促進計画において、「耐震診断義務付け道路」(法第5条第3項第2号の規定に基づく避難路)に指定されています。耐震診断義務付け道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物※¹(建物)には、耐震診断が義務付けられ、耐震診断の結果を所管行政庁へ報告

する必要がありますが、本庁管内において国道354号沿道に耐震診断義務付け対象の避難路沿道建築物は、存在していません。

また、第2次群馬県緊急輸送道路である主要地方道館林藤岡線・一般県道除川板倉線・主要地方道佐野古河線・町道1-12号線が「耐震化努力義務道路」(県指定)(法第5条第3項第3号の規定に基づく避難路)に指定されています。耐震化努力義務道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物(建物)には、耐震診断及び耐震改修の努力義務が課され、所管行政庁※2が必要な場合に所有者に対し指示を行うことができます。

(3)板倉町指定の避難路

本計画において、板倉町緊急輸送道路のうち群馬県緊急輸送道路を除く12路線を耐震化努力義務道路(町指定)(法第6条第3項第2号の規定に基づく避難路)に指定し、当該避難路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物(建物)について耐震診断や耐震改修の努力義務を課し、所管行政庁が必要な場合に指示を行えるようにします。

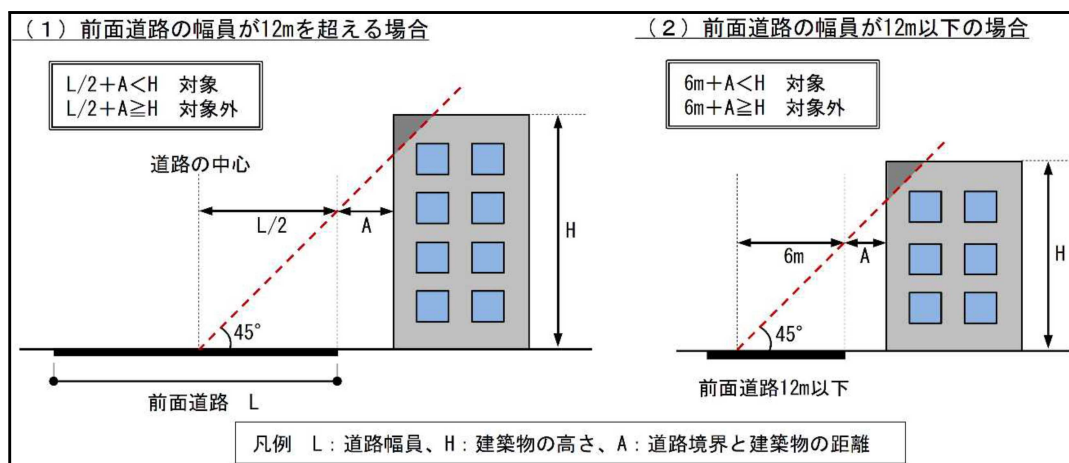
これら県・町指定の避難路沿道を調査し対象建築物の特定を進め県と連携して耐震化を促進します。

※1 通行障害既存耐震不適格建築物:地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるもので、前面道路の幅員に対し一定の高さ以上の建築物(以下「通行障害建築物」という。)のうち既存耐震不適格建築物。

※2 所管行政庁:建築主事(建築基準法の建築確認等を行う行政職員)を置く市町村は市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。

通行障害建築物の対象となる要件

※ 法施行令第4条第1号より。群馬県においては規則に基づき要件が緩和されています。

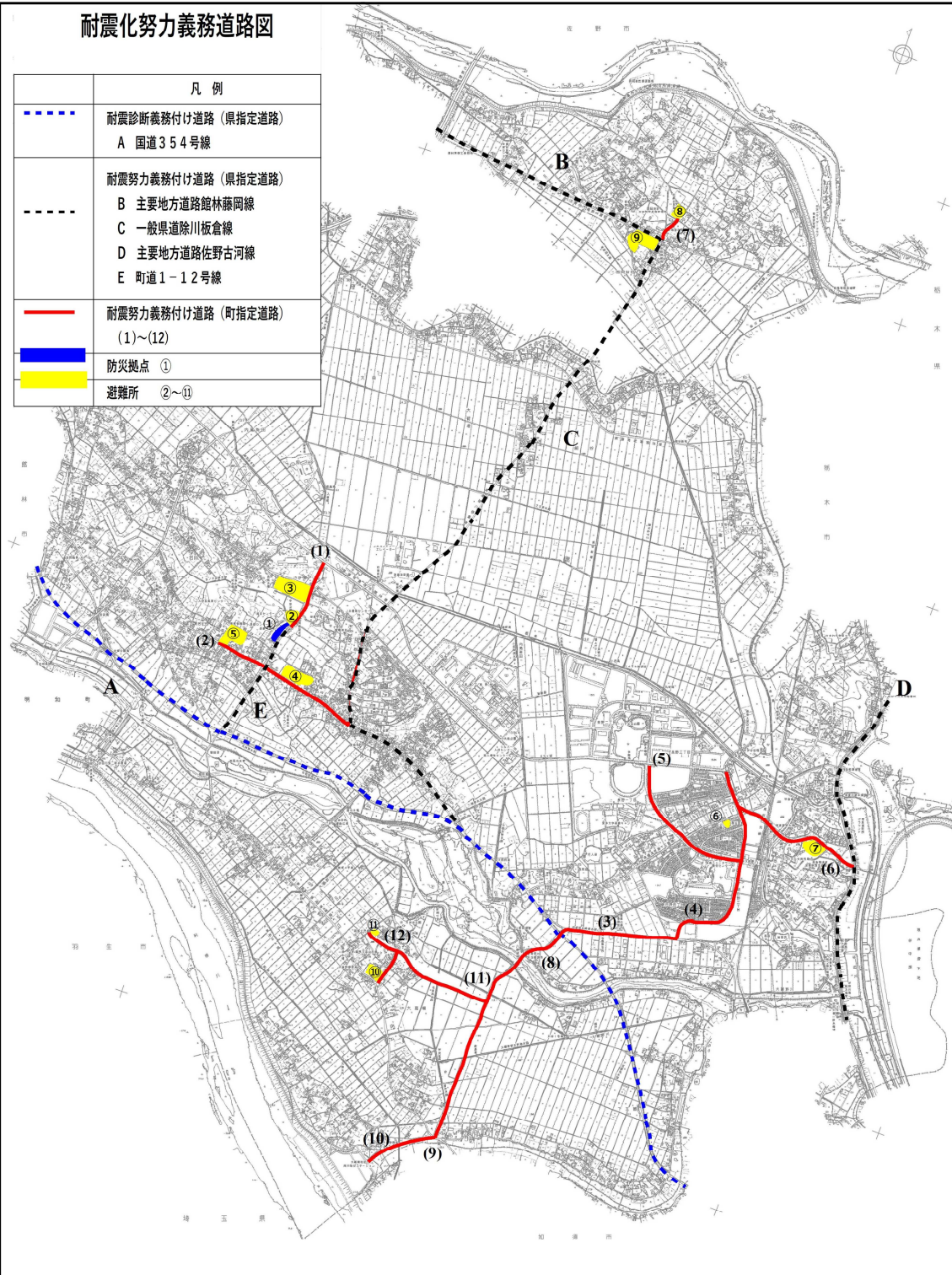


耐震化努力義務道路(町指定避難路)一覧

	路線名	区 間	主要避難場所・防災拠点
1	町道1-12号線	国道354号から県道板倉粕谷館林線	①役場、②中央公民館、③板倉中学校
2	町道1344号線	県道除川板倉線から板倉西小学校	④板倉高校、⑤西小学校
3	町道3525号線	国道354号から町道3357号線	
4	町道3357号線	町道3525号線から県道板倉粕谷館林線	⑥東部公民館
5	町道3356号線	町道3357号線から県道板倉粕谷館林線	
6	町道2-40号線	町道3357号線から主要地方道佐野古河線	⑦東小学校
7	町道1-2号線	主要地方道館林藤岡線から北部公民館	⑧北部公民館、⑨旧北小学校
8	県道海老瀬下五箇線	国道354号から町道1-6号線	
9	町道1-6号線	県道海老瀬下五箇線から町道2410号線	
10	町道2410号線	町道1-6号線から合の川河川防災ステーション	
11	町道1-1号線	県道海老瀬下五箇線から旧板倉南小学校	⑩旧南小学校
12	町道2-19号線	町道1-1号線から南部公民館	⑪南部公民館

耐震化努力義務道路図

凡例	
	耐震診断義務付け道路（県指定道路） A 国道354号線
	耐震努力義務付け道路（県指定道路） B 主要地方道路館林藤岡線 C 一般県道除川板倉線 D 主要地方道路佐野古河線 E 町道1-12号線
	耐震努力義務付け道路（町指定道路） (1)~(12)
	防災拠点 ①
	避難所 ②~⑪



5 耐震改修促進法に基づく指導等

群馬県は、県耐震改修促進計画において、耐震改修促進法に基づき次のとおり指導等を適切に実施するものとしております。本町においては、所管行政庁である群馬県と連携して住宅及び建築物の耐震化を促進します。

○指示対象建築物※

耐震改修促進法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物(以下「指示対象建築物」という。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表します。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行います。

○指導・助言対象建築物

耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物※(指示対象建築物を除く。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、耐震改修促進法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めます。

また、耐震改修促進法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めます。

※ 指示対象建築物及び法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物の用途及び規模要件については、6ページの表のとおりです。

6 その他の安全確保対策に関する取り組み

(1)ブロック塀等の安全確保対策

地震発生に伴いブロック塀等が倒壊すると、通行者がその下敷きになり死傷事故が発生し、道路通行の障害となり周辺住民の避難や救援活動に支障をきたす等、地震被害を拡大させる恐れがあります。

町有ブロック塀について、安全点検の結果、地震による倒壊等の危険があるブロック塀については改修等により安全確保対策を完了しています。

所有者等による安全点検の実施や安全確保を促進するため、ブロック塀等の倒壊の危険性、安全点検のチェックポイントや相談窓口等の情報を広報誌やホームページ等において広く周知します。併せて、行政区等と連携して地域の危険なブロック塀等の実態把握に努め、所有者等への注意喚起に取り組みます。

また、所有者等の負担を軽減しブロック塀等の安全確保を促進するため、住宅の避難路※に接した危険なブロック塀等の撤去費用を補助します。

※住宅や事業所から避難所や避難地へ至る建築基準法第42条で定義される道路

(ブロック塀等安全確保に関する事業に係わる避難路)

(2)天井等の非構造部材の脱落対策について

過去、地震時に体育館等の大規模空間を有する建築物の天井が脱落して甚大な被害が発生しており、天井の脱落対策に関する新たな基準が制定されています。町では、天井等の構造・施工状態の早期点検等について建築物の所有者等へ周知します。

(3)エレベーター・エスカレーターの防災対策について

これまで、地震時にエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じ込められるなど多くの被害が発生しています。また、東日本大震災によるエレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形、エスカレーターの脱落などの被害事例を受けて、エレベーターやエスカレーターの技術基準等について、平成21年及び平成25年に建築基準法施行令の一部改正及び告示が公布されています。町では、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法等について建物管理者や利用者等へ広く周知します。

(4)窓ガラスや屋外看板等の落下防止について

大規模地震の発生時には、建物の倒壊だけでなく、窓ガラスや屋外看板、外壁等が落下することにより、ブロック塀等の倒壊と同様に地震被害を拡大させる恐れがありますので、窓ガラスや屋外看板等の落下による危険性等について広く周知します。

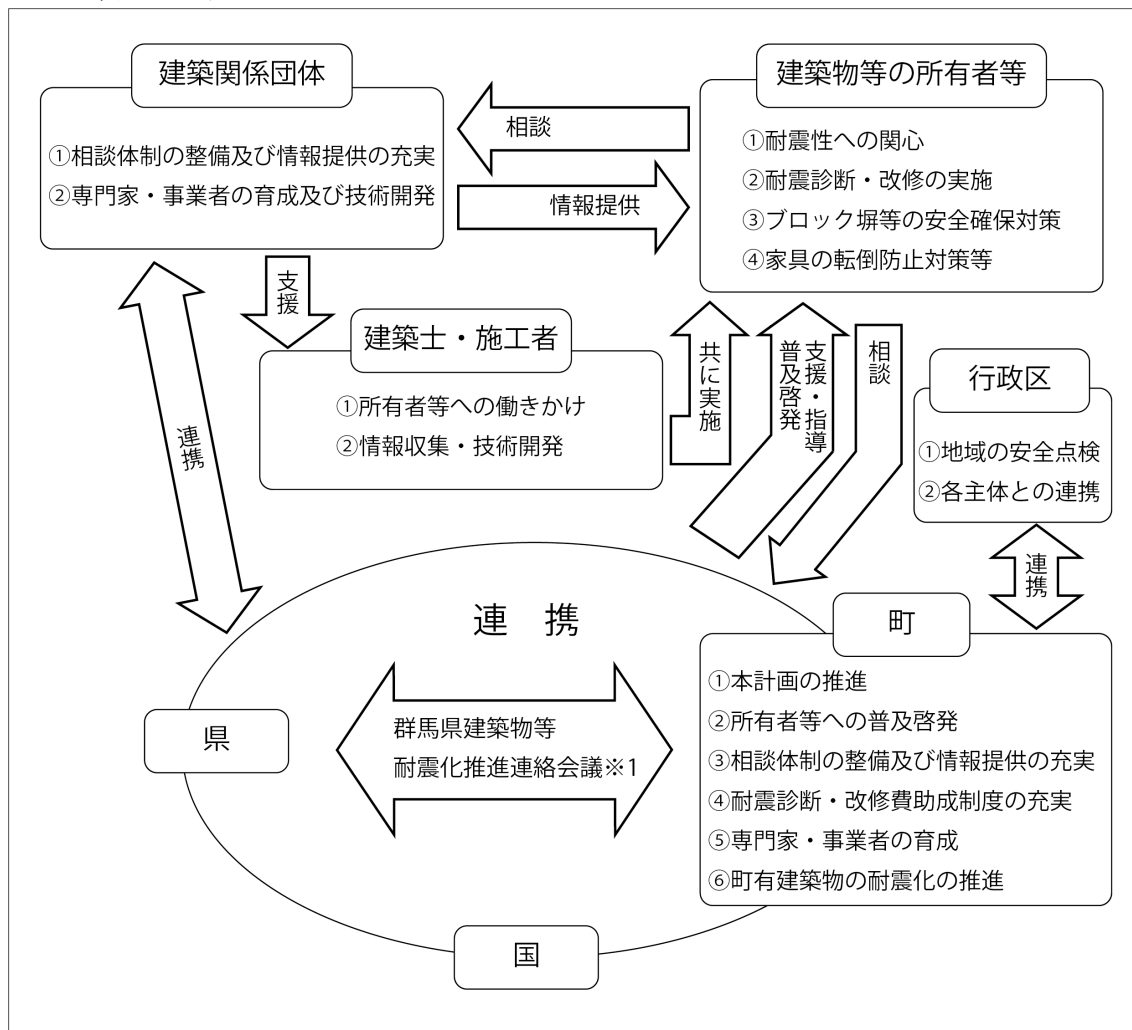
(5)家具の転倒防止について

家具が転倒することにより負傷したり、避難や救助の妨げにならないように、住宅内部での身近な地震対策として家具の固定をはじめとした転倒防止対策について広く周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図ります。

第7章 建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための体制づくり

住宅及び建築物の所有者等の自助努力と、国、県、所有者、関係団体、建築士・施工者、行政区や関係部署等との連携及び役割分担を図りながら建築物の耐震診断・改修の促進に努めます。

1 連携・役割分担



※1 群馬県建築物等耐震化推進連絡会議:群馬県と県内の35市町村の建築主務課により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、効果的な施策の実施について連携を図り、耐震改修促進計画の実効性を確保します。